

伊平屋村移住定住促進住宅整備工事プロポーザル審査基準

1 業者選定審査方法

- (1) 企画提案参加申込者のうち、参加資格等の要件に適合した者について、プレゼンテーション審査を行う。※不適合者については、文書で通知する。
- (2) 審査は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせは一切応じない。
- (3) プレゼンテーション審査の結果通知は、文書で通知する。なお、結果への異議申し立ては、一切応じない。
- (4) 審査にあたっては、事前に内容を確認するため担当課（企画財政課）より、適宜聞き取りを行う。
- (5) プレゼンテーション審査は、企画提案審査委員会（以下、委員会）において、各企画提案者から企画提案書に基づき説明を受ける。その上で、各委員による「業者選定審査基準」に基づく審査を経て、請負候補者を決定する。

①日時 令和6年10月15日（火）

②場所 伊平屋村役場1階会議室

③時間 午後2時～午後4時（予定）

④企画提案者側からの審査会場への入場者は2名以内とし、各々30分（説明20分、質疑応答10分程度を予定）でプレゼンテーション審査を行う。

⑤提出された企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料は不可とする。

⑥プロジェクターを使用した説明も可とする。

2 業者選定審査基準

(1) 1次審査（書類審査）

参加資格要件、提出書類等の不備、提案上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

プロポーザル実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書の内容や経費等について、委員会によるプレゼンテーション審査を行う。

①企画提案の内容が事業の目的を踏まえ、明確であること。

②企画提案の内容が伊平屋村の今後の施策・取組へ反映可能な内容であること。

③企画提案の内容が予見を満たし、予算内で実現可能な取組であること。

④実施内容を踏まえた現実的なスケジュールとなっていること。

⑤沖縄県内において同種工事、類似工事の経験を有し、地域特性や地域情報に精通していること。

⑥本工事を実施するために必要・適切な技術者配置がなされていること。

⑦提案上限額の範囲内であり、かつ明確、適正に経費が見積もられていること。

3 採点方法

(1) 1次審査（書類審査）

①参加資格要件、提出書類等の不備、提案上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認し、審査する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

①審査項目に沿って、提案者ごとに採点する。

②審査委員の持ち点は、委員1人100点とし、委員6人の採点を集計する。

③総合評価得点を600点満点とし、各委員の合計点数が最も高い提案事業者を委託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。最も高い提案事業者が2者以上いた場合は、見積金額の最も低い者を委託候補者とする。見積金額が同額である場合は、選考委員の協議により候補者を選定する。

④上記に関わらず、各委員の合計点が配点の6割以上の評価を得られない場合は、選定できない。

4 審査基準・採点表

別紙のとおり